

大阪市公告第 9 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 26 日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 担 当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3122

2 入札に付する事項

- (1) 売払物品及び予定数量 令和 8 年度使用済小型充電式電池等 8,071kg
- (2) 売払物品の特質等 売払仕様書による。
- (3) 引渡期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (4) 引渡方法 売払仕様書による。
- (5) 入札方法

ア 物品買受申込書に記載する金額は、売払物品の予定数量に単価（税込）を乗じて得た合計金額を記載すること。入札は合計金額で行うものとする。詳細は入札説明書による。

イ 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、代理人が記名押印し速やかに投函すること

- (6) 引渡内容等についての説明

入札参加を認められたものは、下記説明場所において引渡内容等について説明を受けること

（説明場所）

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

環境局事業部家庭ごみ減量課 電話06-6630-3259

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、令和7・8・9年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること
- (3) 売払物品の全量について、適正処理ができること
- (4) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 売払仕様書記載の要件を充たす買受人保有の引渡場所があること

4 入札説明書等の交付場所

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

5 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する令和7・

8・9年度物品売払入札参加承認証の写し

※令和7・8・9年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

(<https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札

等のご案内→「令和7・8・9年度申請書」からダウンロードすること

(3) 処理施設の図面の写し（所在地・作業場所の明記があるもの）

(4) 使用する計量器について、計量法（平成4年法律第51号）第19条に基づく検査に合格していることが証明できる書類の写し

6 入札参加申出の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

本公告の日から令和8年2月12日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

7 契約条項を示す場所

上記1に同じ

8 入札執行場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

9 入札執行日時

(1) 入札書受付期間 令和8年2月25日（水）午後1時30分から午後2時まで

(2) 開札予定日時 令和8年2月25日（水）午後2時

10 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後5時30分（以下「指定期限」という。）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

(3) 契約書作成の要否 要

11 入札者に要求される事項

入札参加を希望するものは、令和 8 年 2 月 12 日（木）までに上記 5 の書類を提出しなければならない。提出された当該書類の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

12 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

(3) 再度入札（2 回目以降の入札）の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

(5) 物品買受申込書に主管局立会者の証印のない入札

※入札参加を認められた者は、上記 2 (6)記載のとおり、必ず引渡内容等について説明を受けること。説明について主管局立会者の証印のない入札は無効とする。

(6) 金額の記載のない入札（入札書に 0 円 0 銭と記載した場合は、金額の記載のない入札書とみなす。）

(7) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札

(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

13 落札者の決定方法

売払物品の単価に予定数量を乗じた額の合計が予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

14 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 指定期限までに上記10(2)の契約保証金を納付しなかった場合（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）は、大阪市契約規則第32条第3項に規定する契約締結の手続を怠ったものとして、落札の決定を無効とする。
- (4) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

15 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課 電話06-6630-3259

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市環境局総務部総務課 電話06-6630-3122

（環境局総務部総務課）